

# 1 税制改正について

令和5年度から適用になる主な税制改正

## 1 住宅ローン控除制度の見直し

- 住宅ローン控除の入居に係る適用期限が4年延長されました（令和7年12月31日までに入居した方が対象）。
- 控除期間については、以下のとおりになりました。
  - ・省エネ基準を満たす新築住宅等に令和4～7年に入居した場合は13年間
  - ・その他の新築住宅に令和4・5年に入居した場合は13年間（令和6・7年に入居した場合は10年間）
  - ・既存住宅については令和4～7年に入居した場合は10年間
- 令和4～7年に入居した場合の住民税の控除限度額は97,500円になりました。（33頁参照）

## 2 未成年者の対象年齢の変更

民法の成年年齢引下げに伴い、令和5年度から、1月1日（賦課期日）時点で18歳または19歳の方は、住民税の非課税の判定において、未成年者に当たらないことになりました。（14頁参照）

# 2 区民生活と税金

みなさんが快適で、安心して暮らせる社会を維持していくために必要な経費を、「税金」という形で負担していただいています。

どのような税が、こういった仕組みで課税されているのでしょうか。

## 1 税金の分け方

税は主に、つぎのように分けることができます。

国 税	国に納める税金	
地方税	地方自治体に納める税金	
直接税	税金を負担する人が納税義務者である税金	所得税、住民税等
間接税	税金を負担する人と納税義務者が別である税金	消費税、たばこ税等
普通税	一般的な財源にあてられる税金	住民税、軽自動車税種別割等
目的税	特定の目的にあてられる税金	入湯税、都市計画税等

## 2

## 税の種類

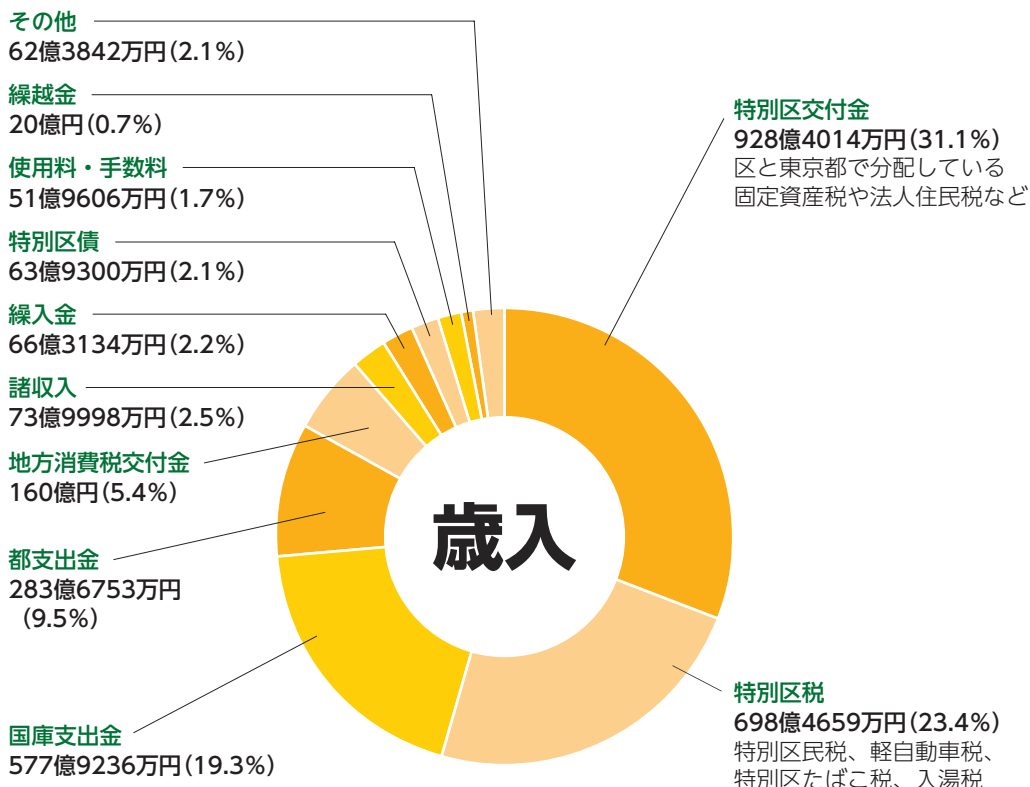
税金には、所得税、住民税、消費税、固定資産税、自動車税種別割、たばこ税等たくさんの種類があります。地方税と国税は、下表のとおり分類されます。

税目	地方税		都税	国税
	特別区税			
税目	特別区民税（個人分） ※都民税（個人分）をあわせて課税・徴収します。	特別区（東京23区）の住民が納める税金 ※「住民税」「個人住民税」とよばれます。	都民税（個人分）	所得税 法人税 地方法人税
	特別区民税（法人分）		都民税（法人分） ※特別区民税（法人分）相当分を含みます。	特別法人事業税 復興特別所得税
	軽自動車税環境性能割	軽自動車を取得したときに納める税金	都民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）	相続税
	軽自動車税種別割	バイク・軽自動車等の所有者が納める税金	事業税（個人分） 事業税（法人分） 地方消費税 不動産取得税	贈与税 消費税 酒税
	特別区たばこ税	たばこの消費者が負担する税金	都たばこ税 ゴルフ場利用税 自動車税環境性能割	国たばこ税 たばこ特別税 揮発油税
	入湯税	鉱泉浴場の入湯客が納める税金	自動車税種別割 軽油引取税	地方揮発油税 航空機燃料税
	鉱産税	石炭などの鉱物の採掘業者が納める税金 ※練馬区では課税実績がありません。	鉱区税 狩猟税 法定外目的税（宿泊税）	石油ガス税 石油石炭税 自動車重量税
	法定外普通税 法定外目的税	練馬区では課税していません	法定外普通税 ※都内では課税していません。	印紙税
			以下は市町村税ですが、東京23区では都税として課税しています。	登録免許税 電源開発促進税
			固定資産税 事業所税 都市計画税 特別土地保有税 ※平成15年度以降、新たな課税を停止しています。	とん税 特別とん税 関税 国際観光旅客税

### 3 練馬区の財政

#### 令和5年度一般会計予算

歳入 2987億543万円



歳出 2987億543万円

